

産業廃棄物等の種類と体積（立方メートル）から重量（トン）への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
燃え殻	1.14	建設混合廃棄物	0.26
汚泥	1.10	管理型混合廃棄物	0.26
廃油	0.90	安定型混合廃棄物	0.26
廃酸	1.25	シュレッダーダスト	0.26
廃アルカリ	1.13	その他混合廃棄物	(注2)
廃プラスチック類	0.35	廃電気機械器具	1.00
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	0.35	廃自動車	1.00
紙くず	0.30	廃電池類	1.00
木くず	0.55	複合材（注3）	1.00
繊維くず	0.12	特別管理産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
動植物性残渣	1.00	廃油（引火性廃油）	0.90
動物系固形不要物	1.00	廃油（特定有害産業廃棄物）	0.90
ゴムくず	0.52	汚泥（特別管理産業廃棄物）	1.10
金属くず	1.13	廃酸（強廃酸）	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	廃酸（特定有害産業廃棄物）	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	1.00	廃アルカリ（廃強アルカリ）	1.13
		廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	1.13
鋳さい	1.93	感染性廃棄物	0.30
がれき類	1.48	廃 PCB 等	1.00
がれき類（石綿含有産業廃棄物）	1.48	PCB 汚染物	1.00
コンクリートがら	1.48	PCB 処理物	1.00
アスファルト・コンクリートがら	1.48	鋳さい（特定有害産業廃棄物）	1.93
動物のふん尿	1.00	廃石綿等	0.30
動物の死体	1.00	ばいじん(特定有害産業廃棄物)	1.26
ばいじん	1.26	燃え殻（特定有害産業廃棄物）	1.14
13号廃棄物	1.00	指定有害廃棄物	(注2)
輸入された廃棄物	(注2)	その他特別管理産業廃棄物	(注2)

注1) 種類及び係数については、環境省通知（H18.12.27 環廃産発第 061227006 号）及び（公財）

日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。

注2) 参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算すること。

注3) 複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分になっているもの。

注4) この換算係数はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

注5) 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それぞれ上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。